

過酸化水素低温プラズマ滅菌装置

仕 様 書

地方独立行政法人 大阪府立病院機構

大阪府立成人病センター

平成25年2月

. 概要

1. 調達背景及び目的

本装置は、従来装置と比して、滅菌処理の所要時間が大幅に短縮される装置である。併せて、4つの滅菌サイクルが選択でき、滅菌物に合わせた工程を選ぶ事ができる。

今回の調達の目的は、滅菌処理時間の短い低温滅菌装置を導入する事で、手術器具の効率的な運用を主に、当センター内の医療器具の回転率の向上を図る為である。

2. 調達物品及び構成内訳

過酸化水素低温プラズマ滅菌装置 一式

(構成内訳)

1. 過酸化水素低温プラズマ滅菌装置本体	1
2. ヒートシーラー	1
3. ローラーテーブル	1
4. インキュベーター	2

3. 技術的要件の概要

- (1) 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は以下に示すとおりである。
- (2) 以下に示す要求要件は当センターが必要とする最低限の要求要件を示している。

1. 調達物品に備えるべき要件

(性能、機能に関する要件)

1. 過酸化水素低温プラズマ滅菌装置は、以下の要件を満たすこと。

1-1 過酸化水素低温プラズマ滅菌本体は、以下の性能を有すること。

1-1-1 本装置は過酸化水素とそれに高周波エネルギーを組み合わせることで低温プラズマ状態を作り出し、活性種フリーラジカルの作用により微生物の生命機能を破壊する過酸化水素低温プラズマ滅菌器であること。

1-1-2 チャンバー容積は150L以上であること。

1-1-3 本装置は、過酸化水素濃縮システムにより過酸化水素を滅菌チャンバーに送り込む前に過酸化水素水溶液中の水分を蒸発させ過酸化水素の濃度を高めることが可能で、被滅菌物の形状・材質に応じてこの濃縮技術を使用できる装置であること。

1-1-4 現在実行されている滅菌サイクルの工程の名前が画面に表示されること。

1-1-5 滅菌サイクルはスタンダード(約47分)、Duo(約60分)、エクスプレス(約24分)、Flex(約42分)の選択式で、被滅菌物に応じて選択できること。

1-1-6 パススルー方式での使用が可能で未滅菌エリアと既滅菌エリア両側に扉があること。

1-1-7 使用する過酸化水素はカセット式であること。

1-1-8 チャンバー内に気化された過酸化水素の濃度が測定できること。

1-1-9 滅菌チャンバーの開閉はタッチスクリーンおよびフットスイッチで操作できること。

1-1-10 滅菌中の温度は約57℃以下であること。

1-1-11 本体の外寸法は、幅800mm×奥行1100mm×高さ1850mm以内であること。

1-1-12 本体の総重量は、500kg以下であること。

1-1-13 本体設置に関して給水、給蒸、排水の設備を必要としないこと。

1-1-14 器材と滅菌装置の適合性情報は、製造販売元の日本語ホームページ上で、20社以上、2,000製品以上の情報を掲載していること。

1-2 ヒートシーラーおよびローラーテーブルは、以下の要件を満たすこと。

1-2-1 シーラーの外寸法は幅630mm×奥行270mm×高さ260mm以内であること。

1-2-2 シール温度は80～220℃の範囲内でデジタル設定できること。

1-3 ヒートシーラーおよびローラーテーブルは、以下の用件を満たすこと。

1-3-1 ローラーテーブルの外寸法は幅840mm × 奥行き280mm × 高さ70mm以内であること。

1-4 インキュベーターは、以下の用件を満たすこと。

1-4-1 精密なセンサーと自動制御装置により培養温度を 58 ± 2 に安定して保つ装置であること。

. その他

(性能・機能以外に関する要件)

1. 設置条件等は、以下の要件を満たすこと。

1-1 本装置は、当センターの指定する場所に設置すること。

1-2 調達に関連し、当センターの1次側設備以外に必要な場合の電源設備等は全て受注者の負担とする。

1-3 機器導入に必要な搬入・据付・配線・調整及び既存機器の撤去・廃棄は受注者の負担とするものとし、日常業務に支障がないよう当センター担当者と協議の上、その指示によること。また、機器の搬入・据付時に建物及び物品を損傷させた場合は、受注者が責任をもって現状復旧すること。

2. 保守体制等は、以下の要件を満たすこと。

2-1 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的なサポートを行える体制を有すること。

2-2 本システム納入後1年間は、通常使用により故障した場合の無償保証に応じること。

3. 職員研修、技術支援

3-1 看護師及び滅菌業務員が操作方法を熟知し、確実に使用が出来るまで受注者が責任を持って研修・技術支援を行うこと。

3-2 本装置の日本語による操作マニュアルを1部以上提供すること。

4. 部品の供給

4-1 納入後、当該機器が製造中止になった場合でも6年間は部品の供給を行うこと。

5. 納入期限

平成 25 年 3 月 31 日

6. 設置場所

大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター

病院棟 3 階 中央滅菌室